

別表3 騒音に係る施設

イ	金属加工機械
(一)	圧延機械 ※1
(二)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る。) ※2
(三)	せん断機(原動機を用いるものに限る。) ※3
(四)	ブラスト ※4
(五)	高速切断機及びプラズマ切断機
(六)	研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛板研磨機以外は、二台以上であること。)
ロ	クーリングタワー(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
ハ	ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)
ニ	ロータリーキルン
ホ	重油バーナー(重油の使用量が一時間五十リットル以上のものに限る。)
ヘ	電気炉(変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものに限る。)
備考	次に掲げる施設を除く。 一 鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山に係る施設 二 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する電気工作物 三 ガス事業法第二条第十二項に規定するガス工作物 四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定された地域内に係る同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置される施設

※1 原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものは除く。

※2 ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものは除く。

※3 原動機の定格出力が3.75kw以上のものは除く。

※4 タンブラスト及びタンブラスト以外のものであって密閉式のもの。